

新潟県条例第18号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、教育長及び常勤の県監査委員の給料及び期末手当の額の特例)

第1条 知事、副知事、教育長及び常勤の県監査委員に係る令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)の給料月額、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)第2条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に、知事にあつては100分の20、副知事、教育長及び常勤の県監査委員にあつては100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

2 知事、副知事、教育長及び常勤の県監査委員に係る特例期間に支給される期末手当の額は、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年新潟県条例第36号)第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に、知事にあつては100分の20、副知事、教育長及び常勤の県監査委員にあつては100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(地方公営企業管理者の給料及び期末手当の額の特例)

第2条 地方公営企業管理者に係る特例期間の給料月額は、特別職の職員の給与に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

2 地方公営企業管理者に係る特例期間に支給される期末手当の額は、知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。)第25条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条、第7条、第8条及び第10条から第13条まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年新潟県条例第4号)第5条並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年新潟県条例第55号)第7条の規定(以下「一般職員給与条例第6条等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の8.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び給料の調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定により定められた額とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、一般職員給与条例第24条の2第1項第1号若しくは第2号又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第24条第1項に規定する職にある職員、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する職員のうち本庁の課長及び職務の責任の度がこれに相当するものとして任命権者が定める職員に係る特例期間の給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条、第6条、第7条、第9条から第11条まで及び第13条の規定(以下「市町村立学校職員給与条例第5条等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額から当該額に100分の3.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額、給料の調整額及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額は、一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定により定められた額とする。

(一般職の職員の地域手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の特例)

第4条 前条に規定する職員に係る特例期間の地域手当の額は、一般職員給与条例第17条の2第2項、第17条の3及び第17条の4又は市町村立学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3の規定(以下「一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定」という。)にかかわらず、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額から一般職員給与条例第6条等の規定又は市町村立学校職員給与条例第5条等の規定に基づき定められた額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の月額の算出の基礎となる地域手当の月額は、一般職員給与条例第17条の2第2項等の規定により定められた額とする。

2 前条に規定する職員に係る特例期間の管理職手当の額は、一般職員給与条例第24条の2第2項又は市町村立

学校職員給与条例第24条第2項の規定（以下「一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定」という。）にかかわらず、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の月額算出の基礎となる管理職手当の月額は、一般職員給与条例第24条の2第2項等の規定により定められた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

3 前条に規定する職員に係る特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、一般職員給与条例第25条第2項及び第26条第2項又は市町村立学校職員給与条例第26条第2項及び第27条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 前条第1項に規定する職員 100分の10

(2) 前条第2項に規定する職員 100分の5

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。